

1. 案件の概要	
事業名（対象国名）：ケニア共和国マチャコス地方マシंगा県マシंगा郡キバー・マシंगा区での住民への基礎教育を通じた参加型子どもの健康・教育保障事業（ケニア共和国）	
事業実施団体名：特定非営利活動法人 アフリカ地域開発市民の会（CanDo）	分野：保健・衛生
事業実施期間：2013年10月1日～ 2018年2月28日（4年5か月間）	事業費総額：51,567,061円
対象地域：マチャコス地方マシंगा県 マシंगा郡キバー区・マシंगा区	ターゲットグループ： 直接受益者：キバー・マシंगा区の大人：約16,500人 間接受益者：キバー・マシंगा区の子ども：約18,200人
所管国内機関：東京国際センター	カウンターパート機関：マシंगा県保健局、マシंगा県教育局
<p>1-1 協力の背景と概要</p> <p>対象地域は半乾燥地域であるため、頻繁に起こる干ばつによる作物の収穫量減などの影響で貧困する世帯が多く、子どもたちの健康や教育に深刻な被害を及ぼしている。それでも地域住民は農業で生活をつなぎ、協力して小学校を建設するなどして子ども達の教育環境を守る努力をしていた。一方で、2000年頃からは海外からの食糧支援や学校建設費用にかかる支援が入ってくるようになった。これらは地域住民の金銭的な負担軽減をもたらした反面、事業の主体がドナー側であったため、地域住民は労力の提供を殆ど伴わず、依存を助長するという結果ももたらした。</p> <p>本事業では、地域住民の身近で特に改善が必要な課題である子どもたちの「健康」と「教育」に焦点を当て、自立・自己解決能力を身に着けさせるための取組みを行った。</p> <p>1-2 協力内容</p> <p>(1) 上位目標</p> <p>キバー・マシंगा区の行政官・教員・保護者・住民など地域の大人たちによって、子どもの健康と教育が保障される社会が形成される。</p> <p>(2) プロジェクト目標</p> <p>行政官・教員・保護者・住民が、子どもの健康と教育に関する課題の解決能力を身につける。</p> <p>(3) アウトプット</p> <p>1) 教育区、区レベルで、行政官が主催する関係者会議が、子どもの健康と教育に関する課題を検討する機能をもつようになる。</p> <p>2) 研修に参加した教員が、学校で子どもの健康とライフスキルの向上につながる教授能力を身につける。</p> <p>3) 研修に参加した保護者が、学校で子どもの健康と教育環境の向上につながる能力を身につける。</p> <p>4) 育成された地域保健ボランティア（CHV）が、地域の保健活動を実践する能力と意欲を身につける。</p> <p>(4) 活動</p> <p>1) 行政官との計画・実施・評価</p>	

- 1-1) 県・郡レベルの行政官が、当会事業に関連する会議（県開発委員会・教育局会議・保健局会議）を実施し、当会も招待され、参加する。
- 1-2) 教育官が、当会事業に関連する教育区レベルでの校長・保護者代表との協議を実施し、当会も招待され、参加する。
- 1-3) 公衆衛生官が、当会事業に関連する準区レベルでの CHV など住民との協議を実施し、当会も招待され、参加する。
- 1-4) 区長・助役が、当会事業に関連する区・準区レベルでの助役・村長老との協議を実施し、当会も招待され、参加する。
- 2) 教員への研修と学校での実践
 - 2-1) 小学校教員へのエイズ教育研修を実施する。
 - 2-2) 小学校教員への早期性交渉予防研修を実施する。
 - 2-3) 幼稚園教師への保健研修を実施する。
 - 2-4) 各種研修後の教員による学校での実践活動を側面支援する。
- 3) 保護者への研修と学校での実践
 - 3-1) 小学校保護者への学校運営と教室建設・補修・リテンド壁設置など施設改善の実務研修を実施する。
 - 3-2) 小学校保護者への土壌保全・植樹・土壌改善・学校菜園など学校運営を含めた環境活動の実務研修を実施する。
 - 3-3) 小学校保護者への早期性交渉予防研修を実施する。
 - 3-4) 幼稚園保護者への学校運営と子どもの健康のための関係者会議と実務研修を実施する。
 - 3-5) 小学校の保護者が主体的に参加する給食の形成を側面支援する。
 - 3-6) 各種研修後の保護者による学校での実践活動や行政官・教員との連携を側面支援する。
- 4) 住民への保健研修と保健リーダー育成
 - 4-1) 既存の地域リーダーへの保健とリーダーシップ研修を実施する。
 - 4-2) 公正に選抜した住民への地域保健ボランティア (CHV) 育成研修を実施する。
 - 4-3) 研修を修了した CHV へのエイズ・リーダー研修を実施する。
 - 4-4) CHV による地域保健活動ならびに健康の課題に関する学習会実施を側面支援する。

2. 評価結果

妥当性：高い

* 対象地は国内でも開発支援の必要性が高かった。また、同国の保健分野の課題である CHV の拡充及び教育分野の課題である教室の確保という現地ニーズに合致する手段で地域住民の課題解決能力を高めるといふねらいは適切であった。

1-1. ターゲットグループ及び対象地域の選定について

対象地域のマシंगा県は、マチャコス地方の北部辺縁地域であり、最近分離され新たに誕生した県である。事前調査において、同県の行政官から、マチャコス地方の中でも行政サービスの拡充が立ち後れている県との指摘があった。これは辺縁地域の一般的傾向である。人口密度の低さと交通の便の悪さに加え、使用できる予算も他県に比べ少ない状態が続いている。NGO による協働

の意義があると考えて、対象地域に選定した。

ターゲットグループは、マシंगा県キバー区とマシंगा区の大人を直接受益者とし、その地域の子どもを間接受益者とした。大人の中でも、小学校で保護者との協働の活動と、地域の健康に関心がある住民を地域保健ボランティア(CHV)として育成する活動を通して、地域の大人が地域の子どもの健康と教育を保障することを目指した。また、その大人に指導・助言・専門的なサービスを提供する立場として、行政官と教員の能力向上も活動に含めた。

少ない予算の中でも人材育成・インフラ拡充を行い、大人が子どもに関する課題解決能力を自立的に向上させる事業として、地域・ターゲットグループの選定は適切であったと言える。

1-2. 事業開始時の外部条件の認識について

同国では2010年の憲法発布、2013年3月の総選挙・大統領選挙実施により、本事業が始まった2013年10月は政治・行政の制度が大きく変更される過渡期であった。特に地方分権(カウンティ一制)移行による行政システムの変更が本事業に大きな影響を与えることが予想されたため、カウンターパート機関(マシंगा県保健局及び教育局)との協力体制を決める際にその点を留意した。端的には、県知事を介するか否かである。提案時と開始時の違いは以下の通り。

提案時：CanDoと県知事が覚書締結→保健局及び教育局は県知事監督の下、CanDoと協働

開始時：CanDoと保健局及び教育局が直接覚書締結→県知事へは両局が適宜事業の進捗を報告
上記の変更により、地方分権による県知事権限・分掌の変化はあったものの、それによる事業への影響を最小限に抑えることができた。

1-3. 問題解決のための計画やアプローチは適切だったか

地域の大人が様々な研修・学習を通し、子どもの健康と教育を保障するための知識・視点・技能などを獲得し、自律的に子どものための取り組みを実践するという「課題解決能力」の習得・向上が、本事業のテーマである。アプローチ方法策定にあたって心掛けていたことは、受益者に向けて発生する「中心的価値(教育や健康の向上及び技術)」と「副次的利益(モノ・カネ)」のバランスである。副次的利益の最小化と中心的価値の最大化が、プロジェクト目標達成に必要であった。以下、教育(教室建設・補修)と健康の分野別に内容を示す。

教育：

本事業では保護者への学校運営、資材管理、建設技術、職人監督などの研修を繰り返し実施すること、保護者が地域で集めることができる建設資材は保護者で集めること、購入する建設資材は事業で負担するが学校への現金供与は行わず、事業で資材を購入して供与すること、保護者が職人雇用費を負担するという方法をとった。これにより、学校の校長や保護者役員が、資材購入を仲介して手数料を得たり、事業の運営管理者として手当を受け取ったりするなどの副次的利益の発生を予防した。保護者と学校が一丸となり自身の手で工事監督と作業を行い、子どもの教育環境を改善したという成功体験を身に着けたことから、アプローチ方法として適切であったと言える。

健康：

ケニアではCHVの育成及び活動の持続が難しい。その原因は海外ドナーやNGOによる研修で、

参加者に日当が支払われることが常態化した時期が長いことである（これは金銭を払ってでも地域住民に研修に参加してもらいたい、という苦肉の策であった）。このため CHV 育成研修及び育成された CHV による保健・健康の学習会に地域住民が参加するに当たり、「参加者に日当が支給される」という理解が広範に残っており、日当なしでは活動の継続と普及が図りにくい状況であった。この状態を改め、対象者の「自立」を促すため、本事業の CHV 育成においては、副次的利益の最小化を徹底した。住民への保健研修開始前（候補者選考時）から対象者に繰り返し周知していたことは、育成される CHV が得るものはあくまで「健康に関する知識・技能・視点及び地域の健康改善への貢献」（＝中心的価値）であり、活動による日当等（＝副次的利益）が発生しないということである。CHV 育成に関わる県保健局職員についても、研修講師としての手当の支払いを他の NGO より低額とし、講師以外の手当を支給しなかった。さらに、既存の地域リーダーへの保健・リーダーシップ研修及び CHV 修了式における講習については無給で合意し、実施した。これにより、県保健局職員が、地域の保健を支える CHV を育成することを「中心的価値」として理解し、「副次的利益」よりもはるかに重要であることを認識するようになった。育成された CHV は地域住民の健康向上を目的として活動を続けており、その効果として現状の問題に対し村レベルで子どもを守る意識が定着してきている。アプローチ方法として適切であったと言える。

実績とプロセス：比較的高い

*** 事業終盤の大統領選挙（2017年8月）と看護師のストライキ長期化（2017年6～11月）が阻害要因として挙げられる。これら不可抗力のため、計画の実施が困難となった活動があったが、期間の延長及び代替活動の追加で裨益効果を維持することを試みたことは評価できる。**

2-1. 投入計画と事業期間

投入は計画どおりに行われたが、2017年8月のケニア総選挙・大統領選挙前後で治安が悪化し、活動・移動の制限が発生したため計画の実施が困難となった活動があり、代替の活動で裨益効果を維持することになった。事業期間については、当初は2013年10月から2017年9月末までの4年間を予定していたが、前出の総選挙・大統領選挙の影響で、活動の進捗に支障が出たため、2018年2月まで事業期間を延長し、4年5か月間の事業とした。その他に2017年6～11月の5ヶ月間、ケニア全国実施された看護師ストライキによって、マシンガ県でも診療所と保健センターが機能しなくなり、保健活動全般に遅延が発生したが、前出の事業期間の延長により、事業終了時まで遅れを取り戻すことができた。

2-2. アウトプットの達成状況

1) 教育区・区レベルでの行政官主催の関係者会議

教育区・区レベルでの行政官主催の関係者会議については、過去に同国で実施されていた県知事を議長として各専門行政機関が参加する県開発委員会会議の下位会議として、区長主催の区開発委員会会議を想定していたが、地方分権への移行により、県知事が専門行政機関を統括する機能がなくなり、区長も同様に機能がなくなってしまった。このため、本事業に関わる関係者会議として実施した。小学校での教室建設・補修の対象校の選定など計画と実施事業の評価については、県教育局と実施団体とで対象教育区の教育官、県保健局の学校保健調整官を兼務する県公衆衛生官を招待して開催した。対象となる区長及び準区助役へは、実施団体が報告し協力を依頼す

る形をとった。

●成果 1) 教育区、区レベルで、行政官が主催する関係者会議が、子どもの健康と教育に関する課題を検討する機能をもつようになる。

・指標 1-1) 教育区・区それぞれ行政官主催による子どもの健康と教育を検討する関係者会議が開催され、当会も招待される（年 1 回開催される）。

⇒達成。事業開始時は県レベルでの開発計画会議が実施されていなかったが、実施団体の助言で会議が開催され、実施団体が招待されるに至った（実績 2 回）。本事業の発現効果や好事例を行政官や各校長と共有し、教育現場へ反映された。

・指標 1-2) 関係者会議での行政官による子どもの健康と教育の保障に関する発言（発言内容が向上する）。

⇒達成。県の行政官から学校長への環境改善に関する発言、区の公衆衛生官から CHV への指導及び発言内容の向上が確認された。尚、CHV によれば、以前より児童虐待に関する報告件数が減少しているとのことである。

2) 教員研修

小学校教員への研修については、実施団体が県教育局との了承を取り付けた上で、対象教育区の教育官との個別面談後、研修実施の了承を取り付け、実施団体が独自に行う形とした。教育分野では、教育省本省の他に教員サービス委員会 (TSC) が国際援助機関を背景に力を持ち始めたため、次第に現場での指示系統が混乱した。マシंगा県教育局では、県教育局長及び 2 名程度のスタッフが教育省の雇用で、他の県教育局スタッフや下位の教育区教育官は TSC 雇用である。事業開始当初は、TSC 雇用スタッフも県教育局長の指揮下にあったが、TSC の影響力強化に比例し徐々に TSC 雇用スタッフが県教育局から独立した動きをするようになった。また、TSC は、雇用下にある教育官を全て県外へ異動させ、新たな教育官を配置した。これらの動きが出る前に、小学校教員への研修を実施出来たことは幸いであり、活動時期として適切であったと言える。

本事業のエイズ教育研修は、県教育局との合意に基づいて開始した。第 1 課程及び第 3 課程の教員参加率は目標を大きく上回ったが、その後、TSC と国際援助機関による低学年読み書きプログラム (TUSOME) が本格的に実施され、教育局教育官も教員も TUSOME への参加を優先した。このため本事業の早期性交渉予防研修の参加率は目標値程度に留まったが、そのような中でも、本事業の早期性交渉予防研修に参加した教員は、この課題への問題意識が高く、研修内容の実践に取り組んでいる。マシंगा教育区教育官によれば、教育区校長会議において早期性交渉予防研修を各学校で実施することが決議されたとのことである。

幼稚園については、県教育局・(マチャコス地方政府の出先機関である) マシंगा県アドミニストレーターの了承を取り、教育区教育官に幼稚園教師の招待を依頼した上で研修を実施し、目標を上回る参加率で完了した。しかし、地方分権化の影響で幼稚園での保健活動実践が徐々に困難となった。現時点では幼稚園を監督する組織が定まっていない。

●成果 2) 研修に参加した教員が、学校で子どもの健康とライフスキルの向上につながる教授能力を身につける。

・指標 2-1) 小学校教員がエイズ教育研修を修了 (30%以上が第 1 課程を修了し、15%以上が第 3 課程を修了)。

⇒達成。研修を修了した教員が、同僚教師及び保護者を対象に勉強会を開き子どもへのエイズ教育法を広める等、新たな取り組みが発現している。

・指標 2-2) 小学校教員が早期性交渉予防研修を修了 (15%以上が早期性交渉予防研修を修了)。

⇒達成。研修前は理科教育の一環として性教育を実施するのみ、という教員が多かったが、研修後は保護者と共に子どもへ性教育を施す方法を協議し、学校と家庭にて、子どもへの道徳として早期性交渉・若年妊娠予防を実施するようになった。キバー区 (20%) に比べマシंगा区 (10%) での達成度が相対的に低い理由は、同時期に USAID による同種類の研修 (日当有) が実施され、参加予定者がそちらへ流れたためであった。

・指標 2-3) 幼稚園教師が保健研修を修了 (50%以上が保健研修を修了)。

⇒達成。幼稚園の所管については未だに流動的である (後述する)。

3) 保護者の幼稚園・学校での活動

教室建設補修については、事業開始時の目標は 9 校 16 教室 (2 校 2 教室の建設+7 校 14 教室の構造補修) であった。これに対し終了時点の成果は 8 校 17 教室 (2 校 2 教室の建設+6 校 15 教室の構造補修) ある。対象校の変更があったためであるが、目標との比較では学校数では 1 校少なく、教室数では 1 教室多い成果となった。

事業開始時に小学校の保護者への参加呼び掛け窓口となっていたのは学校運営委員会 (SMC) 議長であった。SMC 議長は高学歴を要しない「地域の大人の代表」であり、小学校付近に住み、校長と頻りに協議を行い、保護者と柔軟に対話できる立場にあった。しかし 2013 年に新しく基礎教育法が施行されたことにより、学校理事会 (BOM) 議長が窓口となった。BOM 議長には、高学歴が求められるため、その対象者が限定的である。選任される BOM 議長が首都に在住していることも多く、日常的に小学校の運営に参加することが難しく、本事業においても保護者参加の調整に影響し、停滞をもたらした。ところが更に数か月後、また新たに保護者教員会 (PTA) 議長が新設され、多くの元 SMC 議長が PTA 議長となり、保護者参加の要として機能し始め、本事業での保護者の参加も復調した。

幼稚園については、従来公立幼稚園は小学校内に併設され、小学校校長が幼稚園の管理責任者となっていたが、昨今の地方分権により、幼稚園はマチャコス地方政府の管轄となり、校長の幼稚園への監督権限が曖昧になった。本事業で目指した幼稚園保護者による保健活動については、幼稚園教師への保健研修を実施し、保健活動実施を希望する幼稚園教師の育成は出来たものの、保護者の召集と活動参加を促す役割を担っていた校長の権限の所在が不明となったため召集することが難しくなり、幼稚園での保健活動実施ができない状態となった。このため、代替として、CHV が小学校や幼稚園の子どもたちの健康の課題に働きかけるアプローチに変更した。

小学校保護者による環境活動については、事業開始時の「4 校以上での実施」という目標から「3 校以上」に変更した。対象地域はケニア最大の水力発電所群 (ダム) の上流になるため、ダムへの土壌流入を防ぐために、ケニア発電会社 (KenGen) が周辺の小学校へ苗木を供与し、植樹等の環境活動を奨励している。しかし無計画のまま実施するため、大量に植樹した苗木の大部分が枯死し、また苗木が供与される、ということが繰り返されている。このような状況にあるため、地道な保護者参加による環境活動の実施は、困難であった。

●成果 3) 研修に参加した保護者が、学校で子どもの健康と教育環境の向上につながる能力を身に

つける。

・指標 3-1) 保護者が、実務研修の形で教室建設補修を 8 校 16 教室以上、環境活動を 3 校以上、幼稚園保健活動を 1 校以上で実施する。

⇒達成。教室建設は 2 校 2 教室、構造補修は 6 校 15 教室の計 8 校 17 教室で完了。環境活動は 3 校で完了。2 幼稚園で覚書を締結、うち 1 園で保健活動は完了。教室補修については、自助努力で更に補修を実施する学校も見られる。保護者からの寄付、Constituency Development Fund (CDF) の他、Free Primary Education (FPE) 資金が有効に活用されるケースがあり、本事業終了後の持続性を高める材料となりうる。

・指標 3-2) 保護者が主体的に参加する給食が、2 校以上の小学校で実施される。

⇒達成。保護者が、乾燥野菜づくり・調理の研修と、給食食材に加えて生徒に供する実験的実践を 2 校で実施した。CHV による勉強会を通じ、ビタミン摂取の重要性を知った保護者達が乾燥野菜づくりを試み始め、給食への利用を始めている。

4) 地域保健ボランティア (CHV) の地域・学校への貢献及び保健普及官 (CHEW) の育成

住民を対象とした CHV 育成については、対象 3 準区の全ての村から CHV 候補を選び育成することで、3 地域保健ユニット (CHU) を形成し、包括する村の 80% から CHV が育成されることを目標とし、対象全村から住民を選んで CHV を育成することができた。

育成された CHV の 50% 以上が、診療所での月次報告会に参加することも目標としたが、報告会及び CHV 達の活動を取りまとめる地域保健普及官 (CHEW) に課題があることが判明した。マシंगा県では、診療所の看護官が本来の業務の上に CHEW の業務を追加され兼任しているケースが多い。このため公衆衛生分野の活動が多い CHV への指導・助言をほとんど行えないことに加え、CHV が月例報告会に行っても CHEW が不在となり、CHV の参加意欲が低下する、という悪循環が発生しつつあった。そこで、本事業と同時期に実施した外務省 NGO 連携無償資金協力事業の予算によって、マシंगा県全域を対象とする新人看護官 CHEW 研修を形成することにしたが、2017 年 6 月から 5 ヶ月間、看護官ストライキが全国で続いたため、CHEW 研修を延期せざるを得なくなった。更に診療所も保健センターも機能しない状態が続き、CHV による月次報告が曖昧となり、多くの診療所で途絶えてしまった。

CHV の役割の中で、実施団体が重きを置くのは、地域住民へ向けた学習会の実施である。地域住民の健康の増進に関わる知識・技能・視点を深めて、それらを住民に共有したり、住民の健康相談や助言したりできるようになることが、最重要であると考えている。これは、CHV の知識・技能・視点のみの課題ではなく、CHV と住民との相互の信頼関係の課題でもある。信頼関係構築の手法として、育成研修を修了した CHV へ、重要なテーマについての追加研修と教授法研修を行ない、近隣の村に住む CHV が協働して、住民に保健情報を伝える学習会を開催するように促し、その学習会を実施団体専門家とスタッフが関与し、必要に応じて住民への補足説明と、CHV への実践指導を繰り返した。そのテーマは、子どもの保護、エイズ、早期妊娠予防、衛生・栄養・子どもの発達、乾燥野菜作りである。

●成果 4) 育成された地域保健ボランティア (CHV) が、地域の保健活動を実践する能力と意欲を身につける。

・指標 4-1) 対象地域の 80% 以上の村から住民が CHV 育成研修に参加し、修了する。

⇒達成。150名以上のCHVが本事業によって育成された。

・指標4-2) CHVの50%以上が、医療施設で開かれる月次の活動報告会に参加する。

⇒未達。2017年6月から11月の看護師ストライキにより月次報告の機能が停止し計測不能。2018年2月に地域保健普及官(CHEW)復習研修を実施。今後、県保健局による再構築が期待される。

・指標4-3) CHVが、住民に健康の課題に関する学習会を42件以上開催する。

⇒達成。CHVは、地域住民へのエイズ学習会30件、早期妊娠予防学習会12件、子どもの保護学習会16件の計58件を開催した他、8小学校の保護者へ栄養・乾燥野菜学習会10件、早期妊娠予防学習会3件、子どもの保護学習会2件の計15件を開催した。また、CHVの助言により、住民がトイレを建設した事例が確認された。

効果：高い

*事業前後での対象者の行動変容から、本事業が目指した課題解決能力の定着が読み取れ、これはカウンターパート機関も認めるところであった。

プロジェクト目標の達成状況は以下の通り。

○プロジェクト目標：

「行政官・教員・保護者・住民が、子どもの健康と教育に関する課題の解決能力を身につける。」

・指標1) 行政官が、保護者・住民に対して、子どもの健康と教育の保障につながる具体的助言・指導を実施(目標値：事例が10件以上発現)。

⇒達成(120%)。

・指標2) 小学校・幼稚園において、自律的な健康と教育向上の活動が10件以上発現(目標値：活動が10件以上発現)。

⇒達成(110%)。

3-1. 事業により目指していた変化はもたらされたか

事業の中で、大人が子どもの健康と教育に関する課題の解決能力を身につける、という変化がもたらされた。

① 行政官

実施団体と協働してCHVの育成に取り組んできた県保健局スタッフが、子どもの健康改善につながる多くの助言や指導を行うようになり、小学校での教室補修で保護者の参加が滞った際は、県知事管轄下の区長や準区助役が積極的な助言や指導を行い課題の克服を図るようになった。また、事業開始時には想定していなかった、県児童官による子どもの保護への積極的な関与が発現した。これには子どもの保護研修形成の提案をしたCHVの尽力が大きい。県教育局に目を向けると、保健局に比べて地域住民への直接的な介入は少なく、変化の割合も小さい。前述の通り指揮系統が2種類(教育省とTSC)構成されたことが原因と思われる。

② 教員・保護者・住民

自律的な取り組みとしては、小学校の保護者が本事業での教室建設補修で習得した知識・技能を、本事業外の教室建設や補修、CDF資金での教室補修を実施する際に応用する事例が多く確認できた。保護者は、自ら教室の建設に取り組んだ経験から、自信を得た。また、CHVの活動については、地域での住民への学習会のほかに、小学校の保護者向けの学習会を開催する事例も確認でき

た。一方で、小学校教員や幼稚園教師による自律的な事例の発現は、やや限定的なものであった。

3-2. 事業の取り組みは問題解決に役立ったか

・子どもの保護に直結する課題として、事業対象地域周辺では「砂の採集業」が挙げられる。砂採集のためにやって来る作業員が一方的に、あるいは金銭などの見返りに地域の子どもたちへ性暴力をはたらく、という事案が後を絶たない。これらに歯止めをかけるため、2018年2月、マシナガ県キリヨコ区ミアンゲニ準区で、地域3小学校の保護者やCHVなど住民達は、砂採取の禁止を求めて小学校の閉鎖やデモンストレーションを展開した。この砂採集には県知事からの許可が出されているにも拘わらず、準区助役が住民を弁護する立場を取り、最終的に県知事事務所は砂採集を禁止する結論を出した。厳密に言えば、この事案の発生地は実施団体のNGO連携無償資金(N連)事業の実施地域ではあるものの、マシナガ県レベルで解決されたものである上、本事業との相乗効果によって発生した成果であると言える。

3-3. 変化の促進要因

物的な支援を必要最小限とし、徹底的にコストを抑えた活動を続けたことが、本事業の進捗を後押ししていた。CHV研修では、事業開始当初は研修に日当が出ないため一部行政官から不満の声が上がったが、結果的に研修修了者は事業前に比べ大幅に増加した。工夫して低コストで研修を実施する(昼食の材料は参加者が持ち寄る、無料の会場を参加者自身が探す、講師の謝金以外に原則人件費なし、等)という本事業の考え方が対象者の自立意識向上につながったものと考えられる。教室建設・補修についても、自身の労力を提供することで、低価格での工事が可能になるというコンセプトが、保護者にとって無理をせずに使える技術の移転となっていた。自立発展性の観点からも、理にかなった姿勢であったと考える。加えて、これらの説明をプロジェクトマネージャーが事業対象者に対して根気よく続け、理解を得たこともまた、変化の促進要因であった。

持続性： やや低い

***実施団体の撤退後、カウンターパートのみで本事業内容の研修等を実施できるか否かは終了時点では不明であった。フォローアップによる確認をすることが望ましい。**

・教室建設・補修に参加したことで自信を育んだ保護者、地域保健活動に積極的に参加するようになったCHV、県保健局の中核スタッフ、対象準区の助役等、「中心的価値」に対する意識を持つようになった関係者が中心となって活動を継続できれば、上位目標に向けた自律的な発展が期待できる。このためにはカウンターパート機関であるマシナガ県保健局と教育局が、実施団体の介入なしで研修等の活動を継続できるような仕組みの存在が欠かせない。

・CHV育成研修と普及の手法については保健局からの評価は高い。本事業ではマシナガ県内2区を対象としていたが、残る7区でも順次本事業の手法を広める検討が進んでいる。加えて本事業の手法は、CHV育成を行うケニア国内他地域でのJICA事業への応用も期待される。県保健局へは、実施団体が本事業のCHV育成の中で作成したデータや研修マニュアルのデータ・実施団体のパソコンと周辺機器(自己負担で購入)等の機材、CHV活動ツールを供与し、事業終了後に予定されているCHV育成研修に備えた。

・教室建設・補修については、工法に対する教育局の評価を文面で確認の上、実施団体から工事

のハンドブック及び Bill of Quantity (BOQ) 等の資料を共有し、工法の普及促進を図る。技術を習得した保護者が、他地域での工法普及を図る際の担い手となることも期待できる。

3. 市民参加の観点からの実績

・本事業では、将来アフリカでの国際協力に携わる意思のある本邦若手人材を6か月間ケニアの事業地でインターンとして受け入れた。彼らは NGO の一員として、ロジスティックスをはじめ途上国での様々な職務を短期間の内に積み、職責に対する責任感を育む機会を与えられた。本事業には国際協力人材を育成する場としての側面があったものと思われる。人数は延べ40名であり、うち6名が実施団体スタッフとなり、1名が他 NGO のスタッフ、1名が現在 JOCV としてトーゴに派遣されている。

・プロジェクトマネジャーは、早稲田大学法学部で毎年春学期に地域研究(アフリカ)の講義を担当し、本事業での成果を授業のなかで発表している。

4. グッドプラクティス、教訓、提言等

・本事業では、地域社会の実情を理解し、住民がもつ知識や技能などに少し新しい知識・技能・視点などを追加する「少しの工夫」によって住民自らの能力を開発し、自律的に問題解決をはかれるように協力した。高度で革新的な技術移転を目指したわけではなく、対象者にとって無理なく実行できる範囲で事業を展開したことが功を奏し、効果が発現していると考えられる。また、事業全般において、対象地域の住民・保護者・教員・行政官ばかりでなく、事業に関わる現地人スタッフ、日本人スタッフ全員が、中心的価値に焦点をあて、副次的利益を最小化する(インセンティブの発生を抑えつつ人材育成と技術移転を図る)よう意識形成を努めたことは他事業にも応用できるものである。

・大統領選挙と総選挙に伴い、実施団体の活動は制限されたが、現地活動を中断することなく事業を継続することが出来た。予め JICA 国内機関・在外事務所と密な連絡を心がけ情報を集め、渡航禁止時期を守りつつ派遣計画を立てたこと、ケニア国内での行動については JICA ケニア事務所の行動規範を守り、事故が起こらないよう無理のない動きをしたことが、結果的に事業継続に繋がったものと言える。

・教育分野と保健分野の双方から地域の大人への能力向上を図ることが本事業の特色であり、これら2面からのアプローチが複合的に作用していたものと思料する。教室建設・補修に参加した保護者の中からも CHV 研修に参加した者が複数おり、研修終了後は自分の子どもが通う学校や、その周辺のコミュニティーを対象に健康・保健・栄養に関する学習会を開催することも多くあり、相乗効果が発生しやすい手法であった。

・本事業の成果をより広い範囲へ波及させるためには、研修マニュアルに加え、実施された研修内容・技術移転の方法の成果及び要した費用の計算書や人員配置表とともにプロセスノートとしてまとめ、マシンガ県行政及び JICA ケニア事務所へ共有いただきたい。

以上